



枕 監 第 41 号  
令和 6 年 8 月 15 日

枕崎市長 前田 祝成 殿

枕崎市監査委員 水流 敏幸  
枕崎市監査委員 下竹 芳郎

令和 5 年度枕崎市の決算に基づく健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度枕崎市の決算に基づく健全化判断比率について審査した結果を、別紙のとおり意見を付して提出します。

## 令和5年度枕崎市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和5年度枕崎市の決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 審査の期間 令和6年7月24日から令和6年8月8日
- (3) 審査の手続 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、枕崎市監査委員の監査の基準に関する規程に基づき、計数の照合、関係職員から説明を受けるなど必要と認める手続により審査を実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	14.23
連結実質赤字比率	—	19.23
実質公債費比率	7.7	25.0
将来負担比率	—	350.0

#### (2) 個別意見

##### ア 実質赤字比率について

令和5年度の一般会計の実質収支は黒字で実質赤字比率は該当なく、『—』の表記になる。なお、実質赤字比率を算定方法に基づき算出すると△10.21%となり、前年度と比較すると2.08ポイント悪化している。早期健全化基準の14.23%と比較するとこれを下回っている。

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
実質収支額(a)	663,006	782,058	709,992	△ 119,052	84.8
標準財政規模(b)	6,490,780	6,359,339	6,577,106	131,441	102.1
- (a)/(b)×100	△ 10.21	△ 12.29	△ 10.79	2.08	83.1
実質赤字比率	—	—	—		
早期健全化基準	14.23	14.29	14.20		

※標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む(以下の表においても同様)。

##### イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質収支は黒字で連結実質赤字比率は該当なく、『—』の表記になる。なお、連結実質赤字比率を算定方法に基づき算出すると△33.02%となり、前年度と比較すると2.90ポイント悪化している。早期健全化基準の19.23%と比較するとこれを下回っている。

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
実質収支額/資金不足・剰余額(A) = (a~gの合計)	2,143,278	2,284,412	2,085,755	△ 141,134	93.8
一般会計(a)	663,006	782,058	709,992	△ 119,052	84.8
国民健康保険特別会計(b)	4,575	8,121	19,188	△ 3,546	56.3
後期高齢者医療特別会計(c)	3,043	3,288	2,250	△ 245	92.5
介護保険特別会計(d)	255,722	282,029	156,762	△ 26,307	90.7
病院事業会計(e)	537,225	562,535	482,095	△ 25,310	95.5
水道事業会計(f)	609,166	605,399	641,121	3,767	100.6
公共下水道事業会計(g)	70,541	40,982	74,347	29,559	172.1
標準財政規模(B)	6,490,780	6,359,339	6,577,106	131,441	102.1
-(A)/(B)×100	△ 33.02	△ 35.92	△ 31.71	2.90	91.9
連結実質赤字比率	—	—	—		
早期健全化基準	19.23	19.29	19.20		

## ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率(3カ年平均)は7.7%となっており、前年度と比較すると0.2ポイント改善している。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
地方債の元利償還金等(a)	1,339,351	1,267,178	1,247,107	72,173	105.7
基準財政需要額算入額(b)	905,762	838,481	803,360	67,281	108.0
標準財政規模(c)	6,490,780	6,359,339	6,577,106	131,441	102.1
実質公債費比率(a-b)/(c-b)×100	7.8	7.8	7.7	0.0	100.0
実質公債費比率(3カ年平均)	7.7	7.9	8.4	△ 0.2	97.5
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0		

## エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は該当なく、『—』の表記になる。なお、将来負担比率を算定方法に基づき算出すると△40.1%となり、前年度と比較すると9.6ポイント改善している。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度 (ア)	令和4年度 (イ)	令和3年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
将来負担額(a)	17,109,672	16,125,305	16,570,417	984,367	106.1
充当可能財源等(b)	19,351,492	17,812,239	17,222,665	1,539,253	108.6
標準財政規模(c)	6,490,780	6,359,339	6,577,106	131,441	102.1
算入公債費等の額(d)	905,762	838,481	803,360	67,281	108.0
(a-b)/(c-d)×100	△ 40.1	△ 30.5	△ 11.2	△ 9.6	131.5
将来負担比率	—	—	—		
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0		

## (3) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

各比率とも早期健全化基準を下回っている。引き続き各比率の推移に注視し、財政の健全化に努められたい。